

(答申第144号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った岐阜県太陽光発電事業企画提案書に係る公文書部分公開決定において、審査請求人が非公開とするよう求める情報を実施機関が公開するとしたことは、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成28年10月26日付けで実施機関に対して公文書公開請求が行われた。

このうち、本件審査請求に係る部分は、「平成〇〇年岐阜県太陽光発電事業参画事業者プロポーザル募集に応募された〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の企画提案書及びプレゼンテーション資料」である（以下、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の企画提案書に係る部分の請求を「本件公開請求」という。）。

2 実施機関の決定等

(1) 対象公文書の特定

実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書として、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から提出された岐阜県太陽光発電事業企画提案書を特定した。

(2) 意見照会

実施機関は、条例第14条第1項の規定に基づき、審査請求人に対し、平成28年11月14日付けで、公開するかどうかの決定を行う際の参考とするため、意見照会を行った。

これに対し、審査請求人は、平成28年11月25日付けで「公開されると支障を生じる」旨の回答をした。

(3) 実施機関の決定

実施機関は、条例第6条第3号に該当する情報が記載されているとして、公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年12月9日付け新エ第219号の5により、請求者に通知し、同日付け新エ第219号の7公文書の公開決定に係る通知書により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として平成28年12月27日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、平成29年1月25日付け新エ第243号の6で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会

(以下「審査会」という。)に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分において実施機関が公開することとした情報のうち、追加非公開項目記載の公開決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 基本的な考え方

審査請求人は、本件公開請求に伴う実施機関からの意見照会に対し、平成28年11月25日付けで「公開されると支障を生じる」旨の回答をした。

しかるに、審査請求人が非公開とするよう求める情報のうち、一部を除き公開することとした本件処分は、条例第6条第3号に該当する情報を公開するものであるから、違法である。

(2) 非公開とするよう求める情報についての主張

ア 対象公文書に記載された情報のうち、審査請求人が非公開とするよう求める情報は、審査請求人独自のアイデア又は多数の実績を有する審査請求人のみが算出できる数値であって、公開されることにより、同業他社に模倣されるおそれがある。

イ 対象公文書に記載された情報のうち、審査請求人が非公開とするよう求める情報は、審査請求人固有の事業計画、収支計画を含む経営計画又は生産技術に関するものであって、公開されることにより、同業他社に事業計画等の具体的な内容や考え方などが把握され、審査請求人の事業活動が損なわれるおそれがある。

ウ 対象公文書に記載された情報のうち、審査請求人が非公開とするよう求める収支計画、経営計画書などの金額は、審査請求人が特別の信頼関係をもつ取引先からの見積りを基に提示したものである。この見積金額は、審査請求人だからこそ取引先が提示できたものであり、その機密性は高い。

これが公開されることにより、当該取引先の競争上の地位その他正当な利益が損なわれ、審査請求人と取引先との信頼関係が破壊されるおそれがあり、その結果として、審査請求人の名誉、社会的評価及び社会活動の自由が損なわれるおそれがある。

(3) 実施機関の主張に対する反論

ア 実施機関は、既存の発電所の情報について、〇〇〇〇〇〇〇や他市のホームページにおいて公表されていることを公開する理由として主張している。

しかし、対象公文書に記載した事業化前の情報については、ホームページで公表されておらず、ホームページに公表された事業化後の情報と同様に扱われる理由はなく不当である。

イ 実施機関は、他者の企画提案書等に同様の記載があり、一般的なアイデ

アにとどまるなどと主張しているが、他者の企画提案書等に同様の記載があったとしても、公開されることにより、同業他社が、当該記載部分について、審査請求人との間に優劣がないことを知ることができる。

そうすると、今後同様の事業機会において、その他の部分につき、審査請求人よりも有利な提案をすることで、審査請求人よりも優れた企画提案書を提出することができ、同業他社が有利な立場に立つことができる反面、審査請求人のみが不利な立場に立たされる。

ウ 実施機関は、本事業固有の条件を前提としたもので、今後同様の事業機会に模倣されるとはいえないとしているが、固有の条件を前提として策定された事業計画等は、その策定過程において用いられる分析手法や計画方法こそが核心部分である。

対象公文書には、太陽光パネルの数量や金額、パワーコンディショナーの数量や金額、基礎工事、据付工事の金額などの原データが含まれており、原データさえあれば、容易に分析手法や計画方法が見透かされ、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれる。

エ 実施機関は、取引先の特定につながる情報は非公開としていると主張しているが、対象公文書に記載された取引先名称、製品名称、仕様等を非公開としても、屋外にて行われる発電事業の施工等を第三者の目に触れることなく遂行することは、まずもって不可能であることから、取引先が誰であるかは、自ずと判明するものである。

(4) その他の主張

ア 本件公開請求の請求者が同業他社であるとの主張

請求者は同業他社であり、その目的は、審査請求人固有の計画、技術等の情報を獲得することである。

そのため、本件公開請求には権利濫用的な要素を否定できず、一般市民が公開請求する場合と異なり、公開する範囲について、慎重な判断が求められるべきである。

これらの情報が公開された場合、同業他社等は競争及び交渉において不当に有利な地位に立つこととなり、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれる。

イ 最高裁判決と同様に非公開情報に該当するとの主張

最高裁第二小法廷平成23年10月14日判決（以下「最高裁判決」という。）によれば、エネルギー使用の合理化に関する法律（平成17年法律第93号）に基づき事業者が経済産業局長に提出した定期報告書に記載された工場単位の各種燃料及び電気使用量等の数値情報について、「本件数値情報が開示された場合には、これが開示されない場合と比べて、競業者、需要者及び供給者は事業上の競争や価格交渉等において、より有利な立場に立つことのできる反面、本件各事業者は不利な条件の下での事業上の競争や価格交渉等を強いられ、このような不利な状況に置かれることによって本件各事業者の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が認めら

れるものというべきである」として、非公開情報の該当性を認めている。

審査請求人が非公開とするよう求める情報についても、同様に非公開情報に該当するのは明らかである。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件処分は妥当である旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 基本的な考え方

県の随意契約先の選定過程における透明性や公平性の確保について説明責任を果たす必要があること、プロポーザル募集要項において「提出された企画提案書等は、情報公開条例に基づく公開請求の対象となる」旨を明示していること、最優秀提案者が決定済みであることから、対象公文書は、基本的に公開すべきものである。

(2) 審査請求人が非公開とするよう求める情報についての主張について

ア 審査請求人は独自のアイデアであると主張するが、公開することとした情報は、本件プロポーザルに参加した他者の企画提案書にも同様の提案があるなど、一般的なアイデアにとどまるものである。

また、「地域貢献策として寄付する」などの提案については、他市のホームページ等において既に公にされており、これを公開しても支障は生じない。

さらに、対象公文書に記載された数値等の情報は、本事業における固有の条件を前提として算出された仮定のものであり、今後の事業機会において、審査請求人の算出する数値が容易に予測・模倣されるとは認められない。

イ 実施機関は、例えば、「想定する年間発電量」を公開することとしているが、太陽光パネルのメーカー、発電効率、パワーコンディショナーの変換効率等を非公開としていることから、「想定する年間発電量」の算定に必要な「独自の生産技術上の情報」は明らかとはならない。

このように、具体的な手法など独自性のある情報は非公開としている。

ウ 実施機関は、取引先の名称、沿革、製品名等取引先の特定につながる情報は非公開としている。

また、取引先が特定できない以上、取引先の利益が損なわれるとは認められず、取引先と審査請求人との間の信頼関係を害し、審査請求人の名誉等が損なわれるおそれも認められない。

(3) 審査請求人の主張に対する反論

ア 既存の発電所の情報については、対象公文書中の新聞記事に掲載されているほか、〇〇〇〇〇〇〇〇や他市のホームページで公表されており、本件処分において公開することとしても、これによる損害が発生しないことは

明らかである。

こうしたことから、事業化前の情報であったとしても事業化後の情報と同様に扱うことは妥当である。

イ 審査請求人は、審査請求人と他の企画提案者の間で提案に優劣の差がないことを自ら認めており、「独自のノウハウ」には該当しない。

また、一般的なアイデアである以上、今後同様の事業機会に企画提案を行う者は、これと同等、あるいはそれ以上の提案を行うことになるのは明らかであり、審査請求人も同等以上の提案をすれば良いのであって、審査請求人のみが不利な地位に立たされるとはいえない。

ウ パワーコンディショナーについて、どの程度の大きさのパワーコンディショナーを何台使用するかといった情報は、提案者によって異なることから独自性があると認め、設置台数、メーカー、型式などの情報を非公開としている。

このように具体的な分析手法や計画方法が明らかとなる数値その他の情報については非公開としていることから、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれは認められない。

エ 審査請求人は、本事業のプロポーザルにおいて随意契約の相手方として選定されておらず、対象公文書に記載された内容が実際に施工されることはないため、これにより取引先が特定されるおそれは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

ア 本件公開請求の請求者が同業他社であるとの主張について

審査請求人は、本件請求者が同業他社であること等について言及しているが、条例第5条において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。」と規定されており、本件公開請求の請求者が誰であるかは、本件処分に影響するものではない。

イ 最高裁判決と同様に非公開情報に該当するとの主張について

審査請求人は、最高裁判決を引用し、対象公文書中の「設備の数量や金額、基礎工事、据付工事の金額等」が判例において不開示が適当とされた「原データ」と同様の性質を有する情報であるとして、不開示とすべきと主張している。

しかし、判例において不開示が適当とされた「原データ」とは、事業者の内部で管理される情報としての性格を有し、会社単位ではなく、工場単位で国への報告が義務付けられた灯油、重油等の使用量を経年的に比較分析可能な未加工のデータであり、個別性が高く、事業実績を明らかにする情報である。

他方、対象公文書に記載された数値・情報は、「○○○○○○○○○○で事業化した場合の計画」に基づく仮定の数値・情報であることから、判例のいう「事業実績を明らかにする詳細かつ未加工の原データ」には該当しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 対象公文書の特定について

実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書として、前記「第2 諮問事案の概要」のうち、「2 実施機関の決定等（1）対象公文書の特定」に記載のとおり特定した。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、条例第5条の規定による公開の請求があったときは、公開請求に係る公文書に条例第6条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたものに対し、当該公文書を公開しなければならないとされている（同条柱書）。

また、同条第3号本文は、法人等又は事業を営む個人が有する正当な権利利益は、原則として、当該法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公開することにより、害されるべきではないという趣旨であり、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報は、非公開とすることを定めたものである。

同号の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報とは、法令又は社会通念に照らし事業者が有すると考えられる利益が損なわれると認められるものをいい、「損なわれる」かどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は個人の営む事業の性格や権利利益の内容、性質等に応じ適切に判断する必要がある、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

したがって、審査会は、審査請求人が非公開とするよう求める情報を公開することにより、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるかどうかについて、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかを、審査請求人の主張、実施機関からの聴取内容及び対象公文書を見分した結果を踏まえ、判断する。

なお、実施機関が既に非公開とすることとした情報については争いがないことから、審査会は判断しない。

(1) 審査請求の理由について

審査請求人は、審査請求の理由として、おおむね次の3点を主張していることから、まず、これらの主張から、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかについて、判断する。

ア 独自のアイデアや多数の実績に基づく数値が模倣されるという主張について

審査請求人が独自のアイデアである等と主張し、非公開とするよう求める情報について、「維持管理の方法と特徴」、「運動公園と連携したスポーツ振興」などの記載内容は、既に公表されている情報や他の企画提案書に同様の記載があるなど一般的抽象的な記載にとどまる情報であると認められ

る。

また、対象公文書に記載された情報は、場所、面積など本事業固有の条件に基づき作成されたプロポーザル審査のための仮定の数値・情報であることから、今後同様の事業において、直ちに同業他社に模倣されるとは認められない。

したがって、審査請求人が非公開とするよう求める情報を公開することにより、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるかどうかについて、法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。

イ 事業計画等が同業他社に把握され、事業活動が損なわれるとの主張について

対象公文書に記載された情報には、審査請求人固有の事業計画と認められる情報、一般的抽象的な記載にとどまる情報がそれぞれ含まれている。

このうち、審査請求人固有の事業計画と認められる情報が公開された場合には、審査請求人がいうように事業活動が損なわれるおそれがあるが、一般的抽象的な記載にとどまる情報が公開されたとしても、審査請求人の事業活動が損なわれるとは認められない。

そして、実施機関は、収支計画、事業の安定性、環境への配慮などにおいて、審査請求人固有の事業計画と認められるような情報は非公開としていくことが認められる。

よって、審査請求人が非公開とするよう求める情報は、一般的抽象的な記載にとどまる情報や具体的な計画内容までは明らかとならない情報であり、これを公開したとしても、審査請求人の事業活動が損なわれるおそれがあるとは認められない。

したがって、審査請求人が非公開とするよう求める情報を公開することにより、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるかどうかについて、法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。

ウ 取引先との信頼関係が破壊され、事業活動が損なわれるとの主張について

審査請求人は、収支計画、経営計画書などの金額は、審査請求人が特別の信頼関係をもつ取引先からの見積りを基にしており、審査請求人だからこそ取引先が提示できたものであることから、その機密性は高いと述べている。

しかし、そうであるとしても、実施機関は、取引先の名称、沿革、製品名等は非公開としており、取引先の特定につながるとは認められない。

取引先が特定されないことから、取引先と審査請求人との信頼関係が破壊されるおそれがあるとは認められず、審査請求人の名誉、社会的評価及び社会活動の自由が損なわれるおそれも認められない。

したがって、審査請求人が非公開とするよう求める情報を公開することにより、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるかどうかについて、法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。

(2) 実施機関の説明に対する反論について

次に、審査請求人は、実施機関の説明に対する反論として、おおむね次の4点を主張していることから、これらの点を踏まえ、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかについて、判断する。

ア 事業化前の情報は、ホームページで公表されていないとの主張について対象公文書に記載された事業化前の情報そのものがホームページで公表されていないことについては、当事者間に争いが無いものと認められる。

この点について、審査請求人は、事業化前の情報であって公表されていないから、公表情報と同様に扱うべきでないと述べているにとどまり、このほか、実施機関から聴取した内容や対象公文書を見分した結果を踏まえても、具体的に審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあるような事情があるとまでは認められない。

したがって、審査請求人が非公開とするよう求める情報を公開することにより、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるかどうかについて、法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。

イ 他者の企画提案書に同様の記載があることについての主張について他者の企画提案書等に同様の記載があり、一般的なアイデアにとどまる情報が公開されることにより、同業他社が審査請求人との間で優劣がないことを知ることができる点については、事実であると認められる。

しかし、このことは、単に審査請求人と同業他社との間で優劣がなく、同等であるということに過ぎない。

また、今後の事業機会において、優劣のない提案をするのか、より優越した提案をするのかは、審査請求人が自由に判断できることであり、審査請求人のみが不利な立場に立たされるとの理由にはならない。

したがって、審査請求人が非公開とするよう求める情報を公開することにより、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるかどうかについて、法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。

ウ 分析手法や計画方法が見透かされるという主張について

審査請求人が固有の条件を前提として策定された事業計画等は、その策定過程において用いられる分析手法や計画方法こそが核心部分であると述べている点については、当事者間に争いはないものと認められ、対象公文書には、太陽光パネルの数量や金額、パワーコンディショナーの数量や金額、基礎工事、据付工事の金額などが記載されていることも認められる。

そして、審査請求人は、これらが原データであるとし、分析手法や計画方法が見透かされると述べている。

しかし、パワーコンディショナーについては、設置台数、メーカー、型式など具体的な内容を示すものは公開することとされており、どのような能力のパワーコンディショナーを何台、どのようにつないで設置するかといった情報は、明らかとなるものではない。

また、太陽光パネルやモジュールについても、メーカー名や型式、出力などといった具体的な情報は、公開することとされていない。

このほか、設備や工事に要する計画の金額は公開することとされているが、このような包括的な金額が明らかになることをもって、具体的な分析手法や計画方法等が明らかになるとはいえない。

したがって、審査請求人が非公開とするよう求める情報を公開することにより、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるかどうかについて、法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。

エ 取引先が明らかとなるとの主張について

一般に、屋外にて行われる工事等においては、審査請求人のいうように工事の施工事業者等が判明し得るものと認められる。

しかし、本事業において、審査請求人らは最優秀提案者ではないことから、対象公文書に記載された事業計画に沿って施工されることはなく、施工事業者等の特定につながるとの主張は失当である。

したがって、審査請求人が非公開とするよう求める情報を公開することにより、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるかどうかについて、法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

ア 本件公開請求の請求者が同業他社であるとの主張について

条例第5条において、何人も公開請求をすることができることとされている。

また、公開非公開の判断は、条例第6条各号の非公開事由に該当するかどうかであり、請求者が誰であるかによって異なるものではない。

したがって、請求者が審査請求人のいうように同業他社であったとしても、公開非公開の判断に影響するものではない。

イ 最高裁判決と同様に非公開情報に該当するとの主張について

対象公文書の内容は、実施機関が示す条件の下で事業を実施した場合の仮定の数値や情報であって、事業化前のものであることは、審査請求人自身も述べているところである。

また、最高裁判決にいう何らの加工も施されていない詳細な基礎データを示すものと、対象公文書に記載された仮定の情報とが、同様に扱うべき情報に該当しないことは明らかである。

3 結論

以上のとおり、実施機関は、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれることがないよう特徴的なアイデアなど独自性の認められる情報や取引先など具体的な情報は非公開としており、審査請求人が本件審査請求において非公開とするよう求める情報についての主張は、いずれも一般的抽象的なおそれをいうにとどまるものである。

また、対象公文書に記載された内容は、あくまでも本事業における固有の条件に基づく仮定のものであり、今後同様の事業機会において、直ちに模倣されるものとは認められない。

したがって、審査請求人が非公開とするよう求める情報は、公開することにより、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるような法的保

護に値する蓋然性があるとまでは認められず、条例第6条第3号に該当しない。
 以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成29年1月25日	実施機関から諮問を受けた。
平成29年2月1日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
平成29年2月27日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
平成29年3月23日 （第144回審査会）	諮問事案の審議を行った。
平成29年4月11日 （第145回審査会）	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成29年4月25日 （第146回審査会）	諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	川田 智子	行政書士	
会 長	栗山 知	弁護士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	松浦 好子	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	和田 恵	弁護士	

（五十音順）